

NPO法人 ウエルネス研究所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人ウエルネス研究所 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都新宿区 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民や法人を対象として、ウエルネス（より良く生きようとする姿勢・態度・活動）に関する研究活動及び関係組織の連携推進、ウエルネスを促進するソーシャルサービスの提供、ウエルネスに関するエビデンスの収集に関する事業を行うことで、ウエルネスを目指し、関わるすべての人・組織がエビデンスに基づく、より良い状態を目指して活動する社会を実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ウエルネスに関する研究活動の推進及び研究者と企業・国・自治体等との間の連携を推進する事業
- (2) ウエルネスの向上に寄与するソーシャル・サービス等の事業
- (3) ウエルネスに関係するデータの管理、運用、情報の提供及び共有に関する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 前項の規定により納入した会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、必要に応じ、専務理事、常務理事を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 専務理事、常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 資産の管理の方法

(7) 解散における残余財産の帰属

(8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、理事会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	松本 直樹
理 事	門倉 悠真
理 事	太刀掛 照幸
監 事	池端 昌
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年5月20日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費

正会員	法人	資本金 1,000万円以下	1口:10万円(1口以上)
		資本金10,000万円以下	1口:10万円(3口以上)
		資本金10,000万円以上	1口:10万円(5口以上)
	個人	1口:3,000円(1口以上)	
賛助会員	法人	資本金 1,000万円以下	1口:10万円(1口以上)
		資本金10,000万円以下	1口:10万円(3口以上)
		資本金10,000万円以上	1口:10万円(5口以上)
	個人	1口:3,000円(1口以上)	

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

NPO法人 ウエルネス研究所

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ) 氏 名	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	☒ 理事 ☐ 監事	マツモト ナオキ 松本 直樹	有 ☐ 無 ☒	理事長
2	☒ 理事 ☐ 監事	カドクラ ユウマ 門倉 悠真	有 ☐ 無 ☒	
3	☒ 理事 ☐ 監事	タチカケ テルユキ 太刀掛 照幸	有 ☐ 無 ☒	
4	理事 ☒ 監事	イケバタ アキラ 池端 昌	有 ☐ 無 ☒	
5	理事・監事		有・無	
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

令和7年度 事業計画書

NPO法人 ウエルネス研究所

1 事業実施の方針
令和7年度は、ウエルネスをテーマとした企業、自治体に対する研究活動を、役員、社員協働で実施する。

2 事業の実施に関する事項
(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 4,800 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
ウエルネスに関する研究活動の推進及び研究者と企業・国・自治体等との間の連携を推進する事業	企業を対象に、よりよく生きようとする生活態度の習慣化を目指し、ヘルスやウエルネスのリテラシーの向上を支援するITシステムと課題のための対策提供コンテンツの研究開発。 既に企業向けのシステム開発の準備を行っており、NPO法人設立後にそれらを引き継ぎ、システム開発の支援活動及びコンテンツ制作を担当する。 具体的には、対象者のリテラシー度による課題をアルゴリズムで特定し、動画やテキストの対策を選択して提示するシステムを新規で開発する。 令和7年度で土台作り・準備を行い、令和8年度からサービスを開始する予定。	4月～ 翌年3月	東京都内	8人	企業の全従業員及び配属者を研究活動の対象とする。	0人	3,200
	自治体（市町村等）が、その地域住民に対して提供するヘルスやウエルネスのリテラシーの向上を支援する仕組みやシステムの調査研究活動を実施する。 自治体、研究機関（大学等）、地域法人、地域コミュニティを対象に産官学コミュニティの連携体制をつくり、企業用として開発したシステムを自治体用にカスタマイズした上でサービス提供する。 既に、複数の自治体を対象に事前協議を進めており、令和7年度で土台作り・準備を行い、令和8年度からサービスを開始する予定。	4月～ 翌年3月	千葉県 四街道市	4人	四街道市民及び周辺自治体の住民	0人	1,600

(2) その他の事業 (事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和8年度

事業計画書

NPO法人 ウエルネス研究所

1 事業実施の方針

令和8年度は、ウエルネスをテーマとした企業、自治体に対する研究活動を、役員、社員協働で実施する研究開発事業の他、研究開発で商品化された情報提供に関するサービス提供を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 8,400 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
ウエルネスに関する研究活動の推進及び研究者と企業・国・自治体等との間の連携を推進する事業	前年度準備した内容を基に、今年度サービスを開始する。具体的には、研究活動の対象者毎の行動変容度、対策提供したプログラムの効果、実施した動機付けの効果などをエビデンス化する。対象者に提供するサービスの質を向上することで効果も向上できる。	4月～ 翌年3月	東京都を全 国的に実 施	8人	企業の全従業員及び配 偶者を研究 対象とする	約30,000人	3,200
ウエルネスの向上に寄与するソーシャル・サービス等の事業	前年度準備した内容を基に、今年度サービスを開始する。具体的には、研究活動の対象者毎の行動変容度、対策提供したプログラムの効果、実施した動機付けの効果などをエビデンス化する。対象者に提供するサービスの質を向上することで効果も向上できる。連携する産官学コミュニティのチームが協議により対象者を特定することになるが、当該自治体の地域住民等を対象とした募集による希望者にサービス提供することを検討している。	8月～ 翌年3月	千葉県 四街道市	4人	四街道市民 のうち、募集 者を予定	約100人	1,600
ウエルネスに関するデータの管理、運用、情報の提供	企業を対象としたITシステムに搭載する課題のためのコンテンツを企業に対し提供する事業を実施する。 コンテンツの具体的内容は、ヘルスリテラシー、健康、身体活動、食生活、睡眠やリラクゼーション、環境保全など基礎知識及び実践方法など。 対象者は、企業の担当部署の要望により範囲を決定し、評価基準により選定する。	4月～ 翌年3月	東京都を全 国的に実 施	8人	実施する企業 の従業員、担 当部署毎に決 定した対象 者	約3,000人	3,600

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人 ウェルネス研究所

(単位：円)

科	目	金 額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			324,000
正会員受取会費	324,000		
賛助会員受取会費	0		
2 受取寄附金			0
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益		7,200,000	7,200,000
ウェルネスに関する研究活動の推進及び研究者と企業・国・自治体等との間の連携を推進する事業			
ウェルネスに係るデータの管理、運用、情報の提供及び共有に関する事業	0		
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			7,524,000
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
給料手当			
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費		4,800,000	
会議費	600,000		
旅費交通費	600,000		
外注費	3,600,000		
事業費計			4,800,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費		1,800,000	
消耗品費	600,000		
水道光熱費			
通信運搬費	600,000		
地代家賃	600,000		
旅費交通費			
減価償却費			
創業費用			
管理費計			1,800,000
経常費用計			6,600,000
当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①			924,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③			924,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			70,000
設立時正味財産額 . . . ⑤			0
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			854,000

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人 ウェルネス研究所

(単位：円)

科 目		金 額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			1,524,000
正会員受取会費	1,524,000		
賛助会員受取会費	0		
2 受取寄附金			0
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			10,800,000
ウェルネスに関する研究活動の推進及び研究者と企業・国・自治体等との間の連携を推進する事業	7,200,000		
ウェルネスに関係するデータの管理、運用、情報の提供及び共有に関する事業	3,600,000		
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			12,324,000
(B) 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			
給料手当			
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			8,400,000
会議費	600,000		
旅費交通費	600,000		
外注費	7,200,000		
事業費計			8,400,000
2 管理費			0
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			1,800,000
消耗品費	600,000		
水道光熱費			
通信運搬費	600,000		
地代家賃	600,000		
旅費交通費			
減価償却費			
創業費用			
管理費計			1,800,000
経常費用計			10,200,000
当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①			2,124,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③			2,124,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			70,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑤			854,000
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			2,908,000

NPO法人 ウェルネス研究所 設立趣旨書

高齢化や医療費増大などの様々な社会背景によって健康に関する社会の意識は年々高まっています。ただ、健康といっても様々な捉え方や要素があり、一概には表現できません。例えば、疾患や痛みがないなど身体的に何も問題がなくても、精神状態や社会的な状態が良い状態でなければ、良い状態とは言えないこともあります。一方で、持病などで身体に不調があったとしても、受容ができており、精神的に充足していれば、良い状態と言えることもあります。また、近年は価値観も多様化しており、過去の身体面や疾患に重点を置いた考え方ではない、考え方が必要とされています。

このような中、ウェルネスという概念が広まってきています。ウェルネスは「より良く生きようとする生活態度」のことを意味します。単に病気がどうかだけで健康を考えるのではなく、よりいきいきとした人生を目指す積極的な生き方を表しています。様々な価値観がある中、今後もウェルネスに関する社会的要望は高まっていくと予想されており、積極的な支援が望まれます。しかし、ウェルネスに関する普及やウェルネスを促進するための方法や支援はまだ確立されておらず、誤った解釈をしている人や不適切な手法を実践している人も多くいます。また、昨今は情報化社会が加速し、情報が飽和する中で、適した情報に辿り着けず、辿り着くのに時間がかかるといった課題もあります。

我々はこれまで社会福祉法人や民間企業、大学などの別々の組織で、ウェルネスという概念の普及、ウェルネスに近づくための方法や考え方の提供・支援、ウェルネスを実践する場・機会の提供、ウェルネスに関連するエビデンスの確立や科学的成果の社会実装などウェルネスに関連した様々な取り組みを実施してきました。具体的な例としては、ホテルでの長期滞在を通してウェルネスの考え方を身につけ、実践するきっかけを提供するウェルネスライフステイの企画・実施や、社会福祉法人の従業員を対象にしたウェルネスの実践支援（講義、機会提供など）、これらの活動を通して取得した知見やデータについて学会を通じて報告するなどの活動をしてきました。しかしながら、組織が異なっていると権利や契約関係において様々な問題が発生してしまい、関係者が一体となって活動するのが難しい状態でした。また、中心となる組織がないため、ウェルネスに興味を持ち、活動に参加したい人にとって、参画が難しい状態でした。そこで、こうした障壁を取り払って、団体運営の効率性向上とさらなる事業の拡大を目指し、ウェルネスに特化した組織を立ち上げることとしました。我々が目指しているのは営利ではなく、ウェルネスの普及、支援であり、特定非営利活動に該当すると考えたため、特定非営利活動法人を設立することを決意致しました。

特定非営利活動法人になった暁には、定期的な総会の実施や、法令等で定められた書類の作成・提出、一般市民への情報公開などを適切に行うことで、社会的信用を得、健全な法人運営が実現できると考えます。また、ウェルネスに興味を持ち、普及や支援に関する活動を行うすべての人の受け皿となり、各自の個性を活かすことで活動を推進していきたいと考えます。我々はウェルネスの普及・支援を通じて、人々が自分の幸せ、より良い状態を目指して活動する社会の実現を目指します。

申請に至るまでの経緯

- 令和 2年 4月 関係者でウェルネスを促進していくことを確認
- 令和 2年11月 ウェルネスに関する研究成果を日本ストレス学会にて報告
- 令和 4年 8月 ホテルタキモト（長野県志賀高原）におけるウェルネスステイの企画・支援
- 令和 6年 4月 NPO法人 ウェルネス研究所の設立を有志で確認
- 令和 7年 1月 NPO法人 ウェルネス研究所の設立総会開催

令和 7年 1月27日

設立代表者

氏名

松本 直樹